下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会(第31回)審議概要

開催日時	平成30年2月6日(火) 14:00
場所	下関市役所本庁舎新館506・507会議室
委員	今村 俊一 (弁護士)香月 豊文 (一級建築士)藤本 博美 (ファイナンシャルプランナー)村上 俊秀 (高等学校教諭)森 邦恵 (大学准教授)
議事事項	総合評価方式の適用対象工事及び落札者決定基準について (市長部局関係)
	総合評価方式の適用対象工事及び落札者決定基準について (上下水道局関係)
	総合評価方式について
議事事項及び委員からの 意見・質問、それに対する 回答等	議事項目、意見等別紙のとおり
	審議結果、回答等別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし

- ・総合評価方式の適用対象工事及び落札者決定基準について(市長部局関係)
- ・総合評価方式の適用対象工事及び落札者決定基準について(上下水道局関係)

配点表を見ると換算値は変わっていないが、配点が低くなっているので企業の貢献度のウエイトが上がるという理解でよいか。

そのとおり。

受注側がやりやすいという部分と発注 側の効率性との折衷案的なところで決め ることが大前提と思っているが、総合評価 方式を進めようとしたときに、市として企 業に求めるべき姿があったと思う。そこは 評価項目を増やすことで対応していると 理解してよいか。 総合評価方式の場合、地域貢献度より企業の技術力が重視されるべきだと考えている。 企業の技術的能力の項目については、業者から見直しの要望は出ていない。今回要望があったのは、地域貢献度の項目で、ここはがんばってもできない部分があるので見直してほしいということだった。市としては、企業の技術的能力の向上を目指して総合評価方式を進めており、その点においては業者からの要望はない。

適用対象工事について、総合評価方式は 中小企業にとっては負担が大きいという ことを踏まえた上での5千万円という基 準か。また、今後実施してみる中で3千万 円に下げることもありえるのか。 今回様々な検討をした結果、5千万円というラインを設定したということ。今後状況によって設定を下げることは、ありえると考える。

補足であるが、28年度から総合評価方式を本格実施して、そのときは3千万円以上として実施した結果、規模の大きい業者に受注が偏る傾向が見られ、また、発注側の事務負担が大きかった。そのため、29年度からは7千万円に上げたが、土木系については技術力を評価してほしいということで、運用で5千万円としていた。今後については、来年度の結果をもとに検討したい。

障害者の雇用状況等の見直しについて、 小規模事業者に配慮して追加したという ことだが、従前の細目はハードルがかなり 高く、追加した細目は低い。これではバラ ンスに欠けるのではないか。 従前の細目を削除することは困難なため、 今回は小規模事業者であっても容易に取り 組める細目を追加したもの。

配点のバランスとして、すべての細目を 同点数としない配慮があってもいいので はないかと感じた。 企業の技術力の換算値は10点のうち9点で、それに対して地域貢献度は1点である。最後の1点については、だれでも努力すれば取れるように要望があったので今回の見直し案となっている。

評価値は、小数点以下数桁に上るので、 1点であっても結果に影響するのではないか。 理屈ではそのとおりではあるが、どの業者 も1点取るのであれば、ここでは差がつかな い。差がつくとしたら技術力のところにな る。

地元業者に配慮したのであろうという ことで了解した。

過去8年間の主任(監理)技術者の同種 工事(公共工事)の施工経験の有無の評価 点の削減分が、担い手確保の取組の加点に なっていると思うが、技術力という点で言 えば若手技術者のほうが当然劣り、品質確 保という面で見た場合いかがか。 熟練技術者の大量退職に備え、担い手確保の取り組みを国の政策として進めているところであり、技術力もほしいし、担い手もほしいということで、企業の技術力の項目で調整した。業者からも担い手の配点への配慮の要望があったため、今回の見直しとなった。

危惧しているのは、資格を持っているだけで経験のない技術者がいるのではないかということ。

資格を持った技術者を雇用してもらい、熟練技術者から技術を継承してもらうための 見直しとしている。

品質に影響しないか心配されるが、そこ は指導者に頼るしかない。 地元の小規模業者を守るためには、担い手 の確保が重要であり、そこに加点をする見直 しとした。 マイナス評価の要望があったため評価 項目を追加したということであったが、マイナスとなる業者が実態としてあるのか。 実態としてはないがマイナス評価をする という姿勢を見せるということか。それと も、そういうことがあるので、より厳格に 評価するためなのか。

以前の委員会でマイナス評価を廃止す る説明があったか。 マイナス評価は制度導入当初あり、該当する業者もあった。しかし、マイナス点までは必要ないということで今年度廃止したが、業者から不適格事業者が受注すのはよくないとの意見があった。今は該当する業者はほとんどないが、仮にあった場合、そのとおりであるので、要望を受け復活させた。

該当業者はないと思われるので廃止して も影響はないだろうという説明をした。

・総合評価方式について

低入札価格調査を実施したということだが、調査の結果問題ないとなったのか。

業者から資料の提出を受け、担当課で内容を確認したところ、金額については企業努力による適正な見積りであったこと、下請関係、労働条件、安全対策についての確認等を行い、確実な施工ができるものと判断した。

標準点がいずれも100となっているが、標準点とは過去の工事についての平均点ではないのか。

100は固定値である。

過去の工事は対象にならない、標準点とはそういうものなのか。総合評価方式の場合すべて標準点は100ということか。

標準点は必要なく、意味をなさないのではないか。

上下水道局で定めている簡易型の入札実 施要領で標準点は100と規定している。

計算上のものとしてご理解いただきたい。